

入札及び契約の内容に関する事項について(変更契約)

工 事 名	財務省下落合宿舎内装ほか修繕工事
工 事 場 所	財務省新宿区下落合3-6-8 財務省下落合宿舎
工 事 種 別	建築一式工事
工 事 概 要	財務省下落合宿舎内装ほかの修繕
工 事 期 間	令和7年10月2日～令和8年3月31日
変更後の工事期間	②令和7年10月2日～令和8年5月15日
変更後の工事期間	③令和7年10月2日～令和8年6月5日
契約の相手方及び住所	株式会社ブランドシー 愛知県名古屋市千種区千種2-8-24
法 人 番 号	4180001003501
契約変更年月日	①令和8年2月4日
契約変更年月日	②令和8年4月1日
契約変更年月日	③令和8年5月14日
契 約 金 額	208,010,000円 (内消費税及び地方消費税 18,910,000円)
変 更 金 額	①2,090,000円 (内消費税及び地方消費税 190,000円)
変更後の契約金額	①210,100,000円 (内消費税及び地方消費税 19,100,000円)
変 更 金 額	③330,000円 (内消費税及び地方消費税 30,000円)
変更後の契約金額	③210,430,000円 (内消費税及び地方消費税 19,130,000円)
変更契約理由	<p>①レントゲン調査(コンクリート内部の配管や鉄筋等の位置を確認するもの)において、当初想定していなかった位置に配管や鉄筋等が存在することが判明し、設計(仕様)を見直す必要が生じたため。</p> <p>②レントゲン調査を実施したところ、事前に想定し得なかった障害物(配管や鉄筋等)の存在が判明し、撤去にあたり設計(仕様)を見直す必要が生じたため。</p> <p>③(1)各部屋に設置するガス給湯器について、中東情勢の影響によりメーカーにおける納期遅延が生じ、工期内での設置が困難となったため。</p> <p>③(2)新規開口が困難であったため既存開口を再利用したことによる開口箇所数の減少、また、調査方法の工夫によるレントゲン撮影枚数も減少したため。</p> <p>③(3)主要な改修工事完了後に室内のテレビ電波受信状況を確認したところ、一部の部屋において受診状況が不良であり、ブースター(テレビ電波増幅器)の追加設置が必要となったため。</p>